

# 岐阜県公報

第 四 百 三 十 五 号  
令 和 五 年 十 月 十 日  
( 火 曜 日 )

## 目 次

### 告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	( 地 域 福 祉 課 )	四 五 五
指定医療機関の廃止の届出	( 同 )	四 五 六
指定医療機関の休止の届出	( 同 )	四 五 六
指定医療機関の名称の変更の届出	( 同 )	四 五 六
医療機関の指定辞退	( 同 )	四 五 六
医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定	( 同 )	四 五 七
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	( 同 )	四 五 七
指定介護機関の名称等の変更の届出	( 同 )	四 五 七

### 岐阜県告示第四百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年十月十日

岐阜県知事 古 田 肇

## 告 示

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人いど眼科	美濃加茂市西町五丁目四八番地三	令和五・八・一〇
看 寿 堂 薬 局	美濃加茂市西町五丁目四八番地四	同
いその耳鼻咽喉科医院	不破郡垂井町三三五四番一	令和五・九・一
スギ薬局 多治見店	多治見市住吉町一丁目六番地一	同
たんばぼ薬局 東濃厚生病院店	瑞浪市寺河戸町一〇七八番地の六	同
たんばぼ薬局 瑞浪店	瑞浪市寺河戸町一〇七七番地の九	同

岐阜県告示第四百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年十月十日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
後 藤 医 院	大垣市錦町四一	令和 五・七・二二
スギ薬局 可児今渡店	可児市今渡一六一九番地三三三二号	令和 五・七・三一
ウエルシア薬局可児中恵土店	可児市中恵土三三八五番地一	同
医療法人いど眼科	美濃加茂市西町七の二九六	令和 五・八・九
看 寿 堂 薬 局	美濃加茂市西町七の二九七の一	同

岐阜県告示第四百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を休止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年十月十日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
大橋クリニック	各務原市鵜沼各務原町五の一七一	令和 五・八・一

岐阜県告示第四百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年十月十日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
新 林メディカルクリニック	大垣市内原一の一六七	令和 二・四・一
旧 林外科クリニック		

岐阜県告示第四百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十一条第一項の規定により次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例

によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年十月十日

名 称	株式会社高田サンキョー薬局
所 在 地	高山市花里町五の一四
指 定 辞 退 年 月 日	令和 五・ 八・ 一

岐阜県告示第四百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年十月十日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称
ワライアエル株式会社	恵那市武並町竹折一〇八七一	介護予防訪問介護	訪問看護ステーションウエ

岐阜県告示第四百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者の主たる事務所等の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
特定非営利活動法人 ライフテラス	美濃加茂市加茂野八町加茂野字南野八一六番地四	訪問看護ステーション きずな	美濃加茂市加茂野八町加茂野字南野八二〇番地七	令和 五・ 六・ 一

株式会社 Five Boxes	加茂郡八百津町野上八九九番地二	訪問看護リハビリステーションからふる	可児市広見伊之木一三四九番地一	令和 五・ 八・ 一
-----------------	-----------------	--------------------	-----------------	------------

岐阜県告示第四百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年十月十日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業所等の所在地	指 定 年 月 日
ワライアエル株式会社	恵那市武並町竹折一〇八七一	令和 五・ 九・ 一

第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法

第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年十月十日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

アサヒサンクリーン株式会社

静岡県静岡市葵区本通十丁目八番地一

訪問入浴介護

アサヒサンクリーン在宅介護センター大垣

旧 大垣市東前二丁目三五 東前貸事務所  
新 大垣市南若森町五七四番地一F 南若森事務所

令和 五・七・一

同

同

介護予防訪問入浴介護

同

同 同

同

令和五年十月十日発行

発行者 発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社